

保育所等利用多子世帯に係る負担軽減策の拡充について

1 幼児教育・保育の無償化等の経緯

令和元年10月から子ども子育て支援法に基づく幼児教育・保育の無償化が実施され、3～5歳児の全世帯及び0～2歳児の住民税非課税世帯が負担する幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育等の利用者負担額（以下、保育料という。）が無償化された。

また、国の多子軽減のしくみでは、年収360万円以上の世帯は、第1子が小学生以上の場合は認可保育施設に通う第2子の保育料は減額にならないことから、東京都は国の無償化に合わせて、第1子の年齢にかかわらず第2子以降を減額対象とする保育料の軽減及び認可外保育施設等を利用する世帯への助成施策を開始した。

現在、区では0～2歳児の非課税世帯、3～5歳児の保育料の無償化とともに保護者と生計を同一にする子を対象に0～2歳児の第2子は保育料の半額、第3子以降は無償とするほか、認可外の保育施設等を利用する世帯への補助制度を実施している。

この度、東京都は「チルドレン・ファースト社会」の実現に向けた施策の強化として、働きながら複数の子どもを持ちたいと願う方々が安心して希望する人数の子どもを産み育てることができる環境づくりを推進することとし、本年10月から保育所等利用多子世帯負担軽減策を拡充することとした。

2 東京都における新たな保育所等利用多子世帯負担軽減策

東京都は、少子化対策を推進する観点から、多子世帯に向けた保育所等利用負担軽減策の拡充支援を図ることとし、これに伴う経費を措置する。

(1) 拡充支援の概要

ア 保育施設

施設種別	支援内容
認可保育所、地域型保育、私立認定こども園	0～2歳児クラス（課税世帯）の第2子の保育料を無償化する。
認可外保育施設	0～2歳児クラス（課税世帯）の第2子の保育料助成額を増額し、第3子以降と同額の支援を行う。
定期利用保育	0～2歳児クラス（課税世帯）の第2子以降の保育料について、月額42,000円を上限に助成する。

イ 幼児教育施設

施設種別	支援内容
私立幼稚園の預かり保育	満3歳児クラス（課税世帯）の第2子以降の預かり保育料について、月額16,300円を上限に助成する。
新制度幼稚園（私立）、私立幼稚園（支給認定不要）、私立認定こども園（1号）	保育料補助金の多子計算に係る上の子の年齢制限を「小学校3年生」から「年齢を問わず、保護者と生計を一にする者」に緩和する。

(2) 実施時期

令和5年10月から

(3) 課題

東京都の保育所等利用多子世帯負担軽減にかかる各種補助金を活用し、保育所等を利用する多子世帯の経済的負担軽減を拡充することが可能となるが、一部保育施設（家庭福祉員）は補助対象外であることから、区の財源により対応する必要がある。

3 区における保育所等利用多子世帯負担軽減策

保育所等を利用する多子世帯を等しく支援することとし、別紙「保育所等利用多子世帯負担軽減事業」を実施する。

4 今後の予定

令和5年9月

条例改正案、補正予算案 付議（第3回定例会）
各種補助要綱改正

対象となる保護者及び保育施設への周知

10月～

保育所等利用多子世帯に係る負担軽減策の実施

以 上

保育所等利用多子世帯負担軽減事業

1 認可保育所、地域型保育、私立認定こども園

(1) 改正する規定等

目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例

(2) 改正内容

0～2歳児クラス（課税世帯）の第2子の保育料を第3子以降と同様に無償とする。

(3) 必要経費（参考）

保護者から納付されていた保育料が、東京都保育所等利用多子世帯負担軽減事業（補助率10/10）により補助されるため、区負担なし。必要となる予算措置は、最終補正にて対応する。

R5.9月まで

助成区分		保護者負担
0歳～2歳児クラス (課税世帯)	第1子	区の階層表のとおり有償
	第2子	第1子の半額(有償)
	第3子以降	無償



R5.10月から

助成区分		保護者負担
0歳～2歳児クラス (課税世帯)	第1子	区の階層表のとおり有償
	第2子	無償
	第3子以降	無償

2 認可外保育施設（企業主導型保育事業、認証保育所、家庭的保育事業（都）、居宅訪問型保育事業等）

(1) 改正する規定等

目黒区認可外保育施設の利用に係る保育料助成要綱

(2) 改正内容

0～2歳児クラス（課税世帯）の第2子の保育料助成額を13,000円増額し、第3子以降と同額とする。合わせて、0～2歳児クラス（非課税世帯）及び3～5歳児の第2子の補助について多子世帯支援とし、その全額を東京都が補助する。

(3) 必要経費（参考）

東京都認可外保育施設利用支援事業（補助率10/10）により補助されるため、区負担なし。必要となる予算措置は、一般会計補正予算（第2号）にて計上する。

R5.9月まで

助成区分(都の補助率)	利用者支援(1/2)	多子世帯支援(10/10)	助成金額合計
0歳～2歳児クラス (課税世帯)	第1子	-	40,000円
	第2子	40,000円	54,000円
	第3子以降	27,000円	67,000円
0歳～2歳児クラス (非課税世帯)	第1子	25,000円	25,000円
	第2子	12,000円	50,000円
	第3子以降	-	25,000円 ※1
3歳～5歳児クラス	第1子	20,000円	20,000円
	第2子	10,000円	20,000円
	第3子以降	-	20,000円



R5.10月から

助成区分(都の補助率)	利用者支援(1/2)	多子世帯支援(10/10)	助成金額合計
0歳～2歳児クラス (課税世帯)	第1子	-	40,000円
	第2子以降	40,000円	67,000円
0歳～2歳児クラス (非課税世帯)	第1子	25,000円	25,000円
	第2子以降	-	50,000円 ※1
3歳～5歳児クラス	第1子	20,000円	20,000円
	第2子以降	-	20,000円

※1 0～2歳児クラス（非課税世帯）で育児休業を取得している世帯に対しては、助成額が50,000円となる。
 （幼児教育・保育の無償化の対象外となるための措置）

3 家庭福祉員（保育ママ 区独自制度）

(1) 改正する規定等

目黒区家庭福祉員制度運営要綱

(2) 改正内容

0～2歳児クラス（課税世帯）の第2子以降の保育料を無償とする。

(3) 必要経費（参考）

1,500千円（一般財源）

必要となる予算措置は、一般会計補正予算（第2号）にて計上する。

R5.9月まで

助成区分		保護者負担
0歳～2歳児クラス (課税世帯)	第1子	25,000円
	第2子	25,000円
	第3子以降	25,000円



R5.10月から

助成区分		保護者負担
0歳～2歳児クラス (課税世帯)	第1子	25,000円
	第2子	無償
	第3子以降	無償

4 定期利用保育

(1) 改正する規定等

目黒区立保育所定期利用保育事業実施要綱

(2) 改正内容

1～2歳児クラス（課税世帯）の第2子以降の保育料を、月額42,000円を上限に助成する。

(3) 必要経費（参考）

保護者から納付されていた保育料が、東京都一時預かり事業・定期利用保育事業（補助率10/10）により補助されるため、区負担なし。必要となる予算措置は、一般会計補正予算（第2号）にて計上する。

R5.9月まで

助成区分（課税世帯）		保育者負担	
1歳～2歳児クラス (課税世帯)	第1子	短時間利用	22,000円
		基本時間	44,000円
		長時間利用	60,500円
	第2子	短時間利用	22,000円
		基本時間	44,000円
		長時間利用	60,500円
	第3子以降	短時間利用	22,000円
		基本時間	44,000円
		長時間利用	60,500円



R5.10月から

助成区分		保育者負担	
1歳～2歳児クラス (課税世帯)	第1子	短時間利用	22,000円
		基本時間	44,000円
		長時間利用	60,500円
	第2子	短時間利用	無償
		基本時間	2,000円
		長時間利用	18,500円
	第3子以降	短時間利用	無償
		基本時間	2,000円
		長時間利用	18,500円

5 私立幼稚園の預かり保育（満3歳児）

(1) 改正する規定等

目黒区私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱

(2) 改正内容

保育の必要性のある課税世帯の第2子以降も補助する。

(3) 必要経費（参考）

私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業（補助率10/10）により補助されるため、区負担なし。必要となる予算措置は、一般会計補正予算（第2号）にて計上する。

R5.9月まで

助成区分		助成金額
満三歳児 (課税世帯)	第1子	補助なし
	第2子	
	第3子以降	



R5.10月から

助成区分		助成金額
満三歳児 (課税世帯)	第1子	補助なし
	第2子	補助あり 月額16,300円(上限)
	第3子以降	

6 新制度幼稚園（私立）、私立幼稚園（支給認定不要）、私立認定こども園（1号）

(1) 改正する規定等

目黒区私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱

(2) 改正内容

保育料補助金の多子計算に係る『小学校3年生までの兄又は姉を有する幼児』という年齢制限を『年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄又は姉を有する園児』に変更する。（年齢制限の緩和）

(3) 必要経費（参考）

私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業（補助率10/10）により補助されるため、区負担なし。予算執行状況及び対象人数等を踏まえて、現行予算で対応する。

R5.9月まで

区分	多子計算
第1～3階層	年齢制限なし (生計を一にする兄姉のみ)
第4～6階層	『小学校3年生までの兄又は姉を有する園児』
第7階層	多子計算なし



R5.10月から

区分	多子計算
第1～3階層	年齢制限なし (生計を一にする兄姉のみ)
第4～6階層	
第7階層	多子計算なし